

増値税と個人所得税減税措置について

米中貿易摩擦以来、中国が景気対策として2018～2019年に実施した、代表的な減税政策について、増値税減税、個人所得税減税、その他の減税が含まれる。

1. 増値税減税について

「増値税改革の深化に関連する政策についての公告（財務部・税務総局・税関総署公2019年第39号）、以下、39号公告」により、2019年4月1日より、増値税の税率変更、その他の課税軽減措置が実施された。

① 税率変更について

税率については、2018年5月1日にも引き下げが実施されており、2年連続の引き下げ（特定物品は、更に、2017年にも1%引き下げられており、3年連続）となった。現在の税率は、以下の通りである。

●財貨の増値税

基本税率 13% … 財貨の販売、加工補修役務

特定物 9%… 農産品（食糧を含む）、水道水、暖房、石油ガス、天然ガス、食用植物油、冷気、熱水、ガス、住居用石炭製品、食用塩、農機、飼料、農薬、農業フィルム、化学肥料、メタンガス、メチルエーテル、図書、新聞、雑誌、映像製品、電子出版物

小規模納税義務者の税率…3%

●役務の増値税

基本税率 … 6%

有形動産リース … 13%

交通運輸、郵便、基礎電信、建築、不動産リース、不動産販売、土地使用権譲渡 … 9%

小規模納税義務者の税率…3%（不動産に付いては5%）

② 増値税輸出還付に対する影響について

今回、輸出還付制度自体の変更はなかったが、税率変更が、結果として輸出還付にも影響を与えている。

<現状>

財貨の増値税の税率 : 13% (基本税率)、9% (農産物など) の2種類

財貨の増値税の還付率 : 13%、10%、9%、6%、0%の5種類。

中国の増値税は、制度導入の1994年1月(増値税暫定条例の施行)より、全額還付が行われるのは、輸出が奨励される一部の物品のみ。それ以外は、還付の掛け目が発生していた。今回、還付率の引き下げは実施されていないため(還付率が課税率を超過する事になるものを除く)、標準課税率と標準還付率が、共に13%となった。結果として、通常物品は、満額還付を受けられる事になり、還付の掛け目が生じるのは、国家が相対的に輸出を歓迎しない物品となる。

この様な位置付け変更は、加工貿易形態(来料加工・進料加工)の税コストにも影響を与える。加工貿易企業の増値税コストの考え方は、以下の通り。

●来料加工

増値税免税である。中国内部材の調達(転廠以外の形式)などで発生した、支払増値税は、還付・控除が認められず、原価処理(税コスト)。

●進料加工

輸入原材料に対しては、免税措置が享受できるが、中国内での付加価値に対して還付の掛け目相当が課税される。即ち、還付の掛け目を超過する仕入増値税は、輸出還付の対象となる。

上記の結果として、原材料全量輸入・製品全量輸出を前提とした場合、増値税コストがかからない来料加工が有利だが、国内での仕入が増えると、一定の税コストの負担は必要ながら、輸出還付を受けられる進料加工が有利という位置付けであった。これが、進料加工に付いて、13%の税率が適用される物品である場合、全額還付を受けられるため、還付の受けられない来料加工よりも、進料加工の方が有利となる。

③ 仕入控除について

今回の税制変更により、仕入控除に関して、以下4つの優遇措置が実施された。

●農産品加工

農産物に対する税率は、2019年4月1日から9%となっており、農産品の仕入販売を行う場合、課税・仕入控除共に9%が適用される。一方、農産品を仕入れ、これを使用した

製造販売を行う事で、販売時の税率が13%となる場合、10%の税率で仕入控除が受けられるようになった。

●割増仕入税額控除

2019年4月1日～2021年12月31日の時限措置となるが、「郵政サービス、電信サービス、現代サービス、生活サービス」の売上高が、全売上高の50%超となる納税者は、仕入控除額を1.1倍（10%加算）にして、仕入控除の適用を受ける事が認められる。

●国内旅客輸送費用控除

財税[2016]第36号・付属文書1・第27条・(六)には、「購入した旅客運輸サービス（旅費）、貸付サービス（金利）、飲食サービス（飲食費）、居住者日常サービス（家庭日常費用）、及び娯楽サービス（娯楽費）」に付いては、仕入控除が認められないと規定されている。その内、国内旅客費用のみ、支払った増値税の仕入控除入が認められた（国際輸送は、増値税の免税・ゼロ税率適用対象項目なので、仕入控除も不可）。

●不動産購入

不動産に対する流通税課税は、2016年5月1日より、営業税から増値税に変更された（財税[2016]36号）。これにより、税率は5%から9%に引き上げられたが（一般納税人の場合。小規模納税人は5%。尚、一般納税人の改定当時の税率は11%）、購入者が一般納税人の場合は、仕入控除が受けられるようになった。但し、不動産購入に伴う仕入税額は、高額である事もあり、2年間に分けて仕入控除を適用する事とされていたが（取得初年度60%、2年目40%）、今回の改定により、購入年度に一括控除が受けられるようになった。

④ 未控除税額還付

増値税は、最終消費者が負担する税金であるため、理論上、中間業者は、（顧客に増値税を転嫁するため）増値税負担がない。但し、税務ポジションによっては（販売増値税より仕入増値税が大きい場合）、仕入増値税が累積する場合があるが、従来は、この様な場合でも、未控除税額が累積するだけで、還付は受けられなかった。これが、2019年4月1日より、一定条件の下、還付が受けられるようになった。

●未控除税額還付を受けられる企業

未控除税額還付が受けられる企業の条件は、以下の条件を全て満たす企業となる。

1) 2019年4月以降、6カ月連続で、繰越税額の増加が有り、且つ、6カ月目の未控除税額（2019年3月末残高からの増加額）が、50万元以上であること。

- 2) 納税信用ランクが A 級、もしくは B 級であること。
- 3) 還付申請前 36 カ月の期間、脱税行為（不正還付、発票の偽装など）が発生していないこと。
- 4) 還付申請前 36 カ月の期間、税務機関からの処罰が 2 回未満であること。
- 5) 2019 年 4 月 1 日以降、即時徴収・即時還付、事前徴収・事後還付という優遇措置を受けていないこと。

●還付可能未控除税額

還付対象となるのは、2019 年 4 月以降に発生した（増加した）仕入税額となる。条件に合致した企業は、以下の算式で、還付が受けられる。

還付金額＝対象となる増加未控除税額×仕入構成比率×60%

上記の仕入構成比率は、全ての仕入控除適用済増値税に占める、「増値税専用発票、税関輸入増値税専用納税書、税務完納証明に明記された税額の内、仕入控除適用済税額」が占める割合と規定されている。

2. 増値税減税について

2019 年 1 月 1 日に個人所得税法改定（基礎控除・税率は、2018 年 10 月 1 日より先行して変更）が実施された。減税の内容は、以下の通りである。

① 基礎控除の引下げ

月次 5,000 元に引き下げ（変更前は、外国人 4,800 元・中国公民 3,500 元）。

注：税制変更により、税額は、月次計算から年度計算に変更されたため、居住者の基礎控除は年額 6 万元と規定されているが、便宜的に月額計算。

② 特別付加控除の開始

新たに、以下の内容の特別付加控除が認められた。これらは、原則として月次の源泉徴収時に控除を行うが、確定申告で控除申請する事も可能（国発[2018]41号）。

●子女教育

子女一人当たり毎月 1,000 元

●継続教育

毎月 400 元（同一学歴の継続教育控除期限は、48 ヶ月を超えない）。尚、証書取得年度は、期間に拘わらず 3,600 元。

●大病医療

個人負担が 15,000 元を超過する医療支出に付き、確定申告時に、80,000 元を上限として控除。

●住宅ローン金利

1 軒目の住宅ローン金利に限り、毎月 1,000 元。期間は最大 240 ヶ月。

●住宅家賃

直轄市、省都（省政府所在都市）、計画単列都市等は、毎月 1,500 元。その他は、人口 100 万人以上の都市は毎月 1,100 元。100 万人以下の都市は毎月 800 元。

●老人扶養

60 才以上の父母、及びその他の法定扶養対象等に対して、納税者が一人っ子的場合、毎月 2,000 元。一人っ子でない場合は、上記金額を分担して控除。

但し、外国人に付いては、現在認められている「外国人個人が取得する手当の個人所得税免税の執行に関する問題の通知（国税発[1997]054号）」の優遇（家賃、食費手当、出張手当、規制費用などに関する非課税措置）が、2021 年以降廃止されるため（2021 年度まで適用可能）、その後は、増税となる可能性がある。

③ 税率

以下の通り、低税率（3～20%）が適用される範囲が拡大。

（これも、居住者は年額計算だが、便宜的に月単位に変更している）。

旧税率

等級	課税所得額	税率 (%)	速算控除額
1	1,500 元以下	3	0
2	1,500 元超～4,500 元以下	10	105
3	4,500 元超～9,000 元以下	20	555
4	9,000 元超～35,000 元以下	25	1,005
5	35,000 元超～55,000 元以下	30	2,755
6	55,000 元超～80,000 元以下	35	5,505
7	80,000 元超	45	13,505

新税率

等級	課税所得額	税率 (%)	速算控除額
1	3,000 元以下	3	0
2	3,000 元超～12,000 元以下	10	210
3	12,000 元超～25,000 元以下	20	1,410
4	25,000 元超～35,000 元以下	25	2,660
5	35,000 元超～55,000 元以下	30	4,410
6	55,000 元超～80,000 元以下	35	7,160
7	80,000 元超	45	15,160

④ その他

● 非居住者の 183 日ルール（国内法 90 日）

租税条約適用に際しての日数計算（183 日）が、従来の入国日・出国日共に 1 日とカウントする方法から、双方カウント不要になった。24 時間に満たない滞在は、滞在日数にカウントする必要がなくなった（財政部・税務総局 2019 年第 34 号）。

● 全世界所得課税基準

全世界所得課税となる基準（中国外源泉所得に対して課税されるようになる）が、連続居住 5 年から 6 年に変更。更に、2018 年年末までの居住は、全てリセットされることになった。

以上

本情報の収集・翻訳はジェトロ中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業として、以下プラットフォームコーディネーターが作成し、ジェトロ広州事務所が校正した。

●水野商務諮詢（広州）有限公司

広州市天河北路 233 号中信広場 3806D 室

水野 真澄

●ジェトロ広州事務所

広州市天河北路 233 号中信広場 2602 室

電話：020-8752-0060

【免責事項】

本報告は 2019 年 8 月現在入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法律改正等によって記載内容が変わる場合がある。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものだが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではない。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではない。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途求めること。

ジェトロおよび作成者は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負わない。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とする。